

【創業支援資金について】

- ・対象要件、添付書類等おおよそ県制度資金の創業支援資金に準じています。
(貸付上限が異なるのでご注意ください。)
- ・共通の添付書類以外の必要な書類

新規開業予定者に該当する方

(事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方)

- ◇創業計画書(様式第1号)
- ◇創業計画に関する意見書(様式第2号)
- ◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類(前職の源泉徴収票等)

新規開業者に該当する方

(創業した日から5年未満である方)

- ◇開業届又は商業登記簿謄本の写し
- ◇次の①～③のいずれかの書類
 - ①創業計画書(様式第1号)(法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の方)
 - ②収支等計画書(様式第3号)(売上発生から決算書を作成するまでの方)
 - ③貸借対照表、損益計算書(決算書作成済みの方)

※様式第1号から第3号までは、市のホームページからダウンロードしてご利用ください。

- ・創業支援資金のうち、空き店舗利用による開業の利子補給対象者については、「市内の空き店舗・空き事務所・空き工場を賃借又は購入して、新規開業を予定しているもの」とします。また、市の空き店舗管理情報に登録されている物件が対象になりますので、利子補給の対象となるかどうか、事前にご相談ください。

佐久市制度資金 URL

http://www.city.saku.nagano.jp/machizukuri/shokogyo/josei_seido/yushi.html

佐久市 商工振興課 商業振興・雇用係
電話 62-3265 (直通)